

川西市家屋評価システム導入・運用業務に係る公募型プロポーザル質問回答書

No.	質問項目	質問内容	回答
1	家屋評価システム導入・ 運用業務仕様書 第22条	(3) および(4)にそれぞれ基幹システム、地理情報システムとの連携が可能であること、との記載がありますが、連携を可能とするうえで必要な作業費は、本業務の見積に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりになります。
2	家屋評価システム導入・ 運用業務仕様書 第12条 プロポーザル実施要領 7(2)	実施要領に参加申込書の提出書類として「(オ) 資格証明書」の記載があります。仕様書の第12条に「情報セキュリティに関する公的資格であるJISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)及びJISQ15001(プライバシーマーク)に全社全部門審査登録がなされているとともに機密保持に関する社内規定を設けていることとする。」と記載がありますが、参加申込書の提出書類として、JISQ27001およびJISQ15001については、全社全部門における登録を証明する書類の提出が必要という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりになります。
3	【別紙2】家屋評価システム機能仕様書 項番30	当該物件について、作図入力で入力した寸法をすべて記録して一覧で表示するという認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりになります。

4	【別紙2】家屋評価システム機能仕様書 項番133	「部材登録時、間取り図への登録が部材毎に制限できるとは」どのようなことでしょうか？	再建築費評点基準表に準じた部材のみを登録できることとしております。具体例として、床材の部材を登録するときに、ビニールクロスは選択できないことなどを想定しております。
5	【別紙2】家屋評価システム機能仕様書 項番190	「加減算値」とはどのようなものでしょうか？	評価対象家屋の再建築費評点数を求める際、標準家屋の評点数より加算した数値及び減算した数値を指します。
6	【別紙3】現地調査システム機能仕様書 項番2	タブレット端末にはプログラムをインストールすることになりますがよろしいでしょうか？	現地調査システムについて、改善、修正の必要が発生した際、追加費用なく更新いただけるのであれば、問題ございません。
7	【別紙3】現地調査システム機能仕様書 項番12、30～33	「スタンプ」、「スタンプ登録」とはどのようなもののでしょうか？	図面上に各部分別の仕上げや建具等を示すメモのことであり、タッチ操作により、図面上にスタンプ形式で入力できる機能になります。また、パターン1「天井：クロス貼、壁：クロス貼、床：木質系床仕上中」のような形での登録機能も兼ね備えたものを想定しております。
8	【別紙3】現地調査システム機能仕様書 項番23、45	「補正原量」とはどのようなものでしょうか？	各部分別の補正率を算出する際の、基となる数値等を指します。具体例として、「階高」の増点補正率が「1.1」となった際の根拠の数字である、階高の数値「3.0m」を指しております。
9	【別紙2】家屋評価システム機能仕様書 【別紙3】現地調査システム機能仕様書	「必須項目」が「○」の項目について、「対応不可」があった場合は、プロポーザルには参加できないということになりますでしょうか？	ご認識のとおりになります。
10	タブレット端末について	タブレット端末につきまして、半導体不足等で納期が遅延する可能性がございましたが、その際にご調整等可能でしょうか？	10月1日の家屋評価システムの稼働に影響が生じなければ、現地調査用のタブレット端末の調達については調整可能です。